

入居のしおり

宿舎棟は、様々な職種の人が集団生活をおくる場であり、生活ルールや注意が必要です。

もし、トラブルが生じた場合には、当事者である皆さんがお互いの話し合いにより解決していただくことになります。お互い不愉快な思いをしないためにも、十分注意して、生活をより快適なものにしてください。

徳島大学病院

宿舎棟　4階　戸番404号室～409号室

もくじ

入居するにあたって

宿舎棟の管理機関等、入居資格、入居期間、賃貸料等（月額）、鍵、電気・ガス・水道（上・下水道）、入居点検 …… 1

Ⅰ 宿舎の暮らし …… 3

快適な宿舎生活のために

音、水、汚水排水

バルコニー、共用施設、引越しなどの荷物運搬時のお願い、危険防止等のためのお願い

Ⅱ 大学とあなたとの約束 …… 5

1 職員宿舎貸与の条件
2 原状回復
3 宿舎修繕
4 管理料の負担
5 宿舎の改造・模様替等
6 宿舎内での屋外広告物の掲示
7 動物の飼育禁止
8 宿舎、設備品等転貸与の禁止
9 入居者以外の宿舎立ち入りについて

Ⅲ 防犯・防災 …… １０

Ⅳ 宿舎の設備 …… １１

1 玄関
2 居室
3 台所
4 浴室
5 トイレ
6 水道
7 電気
8 ガス

Ⅴ 共用施設 …… １５

ゴミ置き場、階段・廊下、自転車置場、屋上、メーターボックス・その他

Ⅵ 宿舎の管理と諸手続 …… １６

1 宿舎の管理
2 宿舎の申請・届出手続き一覧表
3 退居時の手続き
4 退居時の現状回復

Ⅶ 緊急時等連絡先一覧 …… １８

入居するにあたって

徳島大学宿舎棟　　2020 年 10 月

宿舎棟の管理機関等



・この宿舎棟の維持管理機関は、国立大学法人徳島大学です。
・宿舎棟４階（居室６室等）についての資産管理責任者は病院長、不動産監守者及び火元取締責任者には卒後臨床研修センター長、不動産補助 監守者及び火元責任者には卒後臨床研修センター副センター長を指名していますが、入居者各自において火災等については、十分ご注意願います。
・宿舎に設置している設備備品も大学の備品です。次に入る入居者も使用をしますので、損傷・汚損のないよう十分気をつけてご使用願います。

入居資格

本学に勤務する医員、医員（修練歯科医）、
医員（研修医）

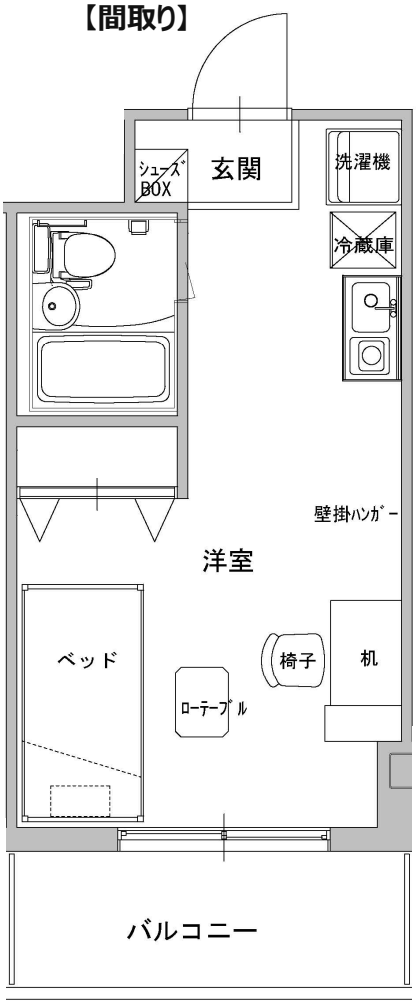
入居期間

１月以上１年以内
ただしやむを得ない事情があると認めた場合、入居期間の延長ができます。

賃貸料等（月額）

（１）賃貸料２５，０００円
（２）管理料　３，０００円
＊賃貸料のほか、光熱水料等の経費は別途負担

【間取り】



鍵

宿舎の鍵は、卒後臨床研修センターにて受領してください。

鍵は、真正キーを1本お渡しします。紛失した場合には入居者自己負担によりシリンダーごと交換をお願いすることになります。また、鍵の複製も禁止していますので、取扱には十分気をつけてください。

電気・ガス・水道（上・下水道）

電気、水道（上・下水道）料金は、入居者による現金振り込み、もしくは、卒後臨床研修センターにて、現金で徴収させていただくかのどちらかになります。

・現金振り込みの場合は、振り込み手数料は、入居者の負担となります。

・卒後臨床研修センターに直接持参いただく場合は、手数料はかかりません。

（両替等ができないため、おつりの無い様、ご準備をお願いいたします。）

徳島大学事務局資産管理課出納係に毎月の請求書の発行を依頼するにあたり、債主申請書のご提出が必要となります。

ガスについては、入居届提出時において入居者が直接四国ガスへ申し込みいただき、使用開始手続きをお願いいたします。インターネット申し込みもできますので、HP等でご確認ください。

（https://www.shikoku-gas.co.jp/customer/form/）

※四国ガス（株）徳島営業所　TEL：088-654-2171

また、使用上の不注意から事故が発生することのないよう取扱方法及び注意事項に留意のうえ使用してください。

入居点検

入居後、直ちに宿舎内外を十分に点検確認し、入居者の責のない損傷・汚損等があれば入居後１０日以内に経理・管理係に申し出てください。申し出がない場合は、異常がなかったものとみなします。

申し出が遅れますと、自己の責任でないものでも入居者の自己負担において修繕等をしなければならなくなりますので十分に気をつけて下さい。







Ⅰ　宿舎の暮らし

快適な宿舎生活のために

音・・・お互いに気をつけたい音



コンクリートの壁は音に対して意外に敏感です。宿舎棟では集合住宅という性格上、ドアの開閉音やトイレの流水音がある程度聞こえるのは避けられません。これらの生活音については、早く慣れていただかなければなりませんが、音に関する苦情やトラブルは少なくありませんので、発生音を小さくするように次の点にお気をつけください。

- テレビ・ステレオ・エアコンなどの音に気をつけましょう。
- 夜遅く洗濯などをしないようにしましょう。
- 深夜・早朝に限らず勤務時間上、昼間に就寝する方がいます。ドアの開閉や階段の上り下りは静かにしましょう。
- 深夜まわりが静かなときは、ちょっとした物音も階下に聞こえますので、気をつけましょう。
- 特に夏は窓を開けることが多く、苦情を招きやすいものです。お互い気をつけましょう。

水・・・階下への水漏れにご注意

コンクリートは、見かけによらず水を透しやすく、ほんの少しでも階下に水漏れすることがあります。宿舎棟で完全防水を施してあるのは浴室（バス・トイレユニット）だけです。

もし、不注意で階下に漏水した場合には、**階下の方にご迷惑をかけるだけでなく、天井や床の補修費、敷物や家具の損害賠償など、入居者に大変な負担をしていただく**ことになります。

また、階下への水漏れは、台風や風雨の強い時に周囲の隙間等から漏水することもありますので、ご注意願います。

汚水排水・・・排水管の詰まりは全階が迷惑

宿舎棟の台所、浴室等などの汚水排水設備は、集合住宅の構造上、上下の宿舎全部が汚水管、排水管を共同で使用しています。このため、台所の流し台に野菜くずや古い天ぷら油、その他のごみをなんでもかまわず捨てたり、便器に生理用品などを流すと排水管が詰まります。

排水管が詰まると、居室や階下に汚物があふれでて、清掃や補修に大変な手間と費用がかかります。

この場合、**入居者に補修費や損害賠償金の一切を負担していただきます。また、誰が原因か不明のときは、その階またはその棟の全員の方に負担していただくことになります**ので、このような事故を起こさないためにも日頃から十分注意しましょう。

バルコニー・・・物を置くことは危険

日頃から気をつけなければならないのが、洗濯物です。少しでも日があたるようにと、バルコニーから外に突き出して干したりすると、洗濯物のしずくで階下に干してあるふとん等を濡らすなど階下の方にご迷惑をかけますので、控えてください。

また、バルコニーの手すりの上に植木鉢などを置くと、突風や誤って落下した場合に危険ですので、やめてください。

隣との間仕切り板は強く押すと簡単に破れ、火災などの緊急の場合には隣へ避難する避難路の役目を果たしますので、この付近には物を置かないで下さい。

共用施設・・・ごみ置き場は共同生活のバロメーター

宿舎棟には、ゴミ置場・自転車置場などの共用施設がありますが、これらの物を傷めないように皆さんのご協力をお願いします。

また、宿舎棟及び周辺の美観についても常に注意していただき、特にゴミ置き場は不潔になりがちですので、気をつけて下さい。

引越しなどの荷物運搬時のお願い



◆ 運搬は階段、エレベータを利用ください

引越しなど荷物の運搬は、階段、エレベータを使用し、バルコニー、窓等は使用しないでください。やむを得ず、大きな家具等をバルコニーから搬入（出）する場合は、卒後臨床研修センターに相談してください。

◆ トラックでの搬入について

建物周辺は保育園や病院へ来院する患者さんの車が駐車されています。通行の妨げ等、支障を来す場合は事前に病院経理・管理係へ連絡してください。

危険防止等のためのお願い

◆ 工事施工時のご協力のお願い

宿舎棟では、宿舎の保全等のため工事を行う場合がありますので、施工にあたっては、全面的にご協力くださいますようお願いします。

また、工事期間中は、騒音、ほこり、工事車両の通行等でご迷惑をおかけすることもあると思われますが、ご理解ご協力をお願いします。

◆ 工事現場への立入り

工事現場は、資材や車両の出入りなどで大変危険ですから、現場に立入らないよう、十分ご注意ください。

◆ 危険な施設に立入らないようご注意ください

宿舎棟内には、皆さんの生活上必要な受水槽、浄化槽、ポンプ室、変電室などの施設がありますが、関係者以外の立入りを禁止しております。立入らないよう平素からご注意をお願いします。

Ⅱ　大学とあなたとの約束

ここでは、宿舎貸与承認書に掲載されている貸与の条件及び入居に際して、あなたにぜひとも守っていただかなければならない事柄について説明します。

1　宿舎貸与の条件



宿舎貸与の条件は、あなたが宿舎の貸与を受けた時の「宿舎貸与承認書」（裏面）に記載されておりますので、今一度、ご覧のうえ十分留意してください。

2　原状回復

宿舎を退去される場合には、後に入居される人の身になって原状回復、清掃等をしていただかなければなりません。

原状回復は、基本的には入居者が損傷または汚損したものが対象となりますが、大学で基準を定めておりますので、退去点検時に大学の指示に従って原状回復をしていただくことになります。

詳細については、Ｐ１６「Ⅵ．　４退居時の原状回復」をご覧ください。

3　宿舎修繕



宿舎の修繕には、その費用を大学が負担する場合と入居者が負担して行う場合があります。

地震や台風の天災により被害を受けた場合や通常の使い方で生じた損傷・汚損など、入居者の責任によらない場合の修繕は大学が行いますが、その程度が軽微なものは、入居者に負担していただきます。

（注１）大学又は入居者の何れかの負担となるか疑義のある場合は、卒後臨床研修センターへお問い合わせください。

（注２）大学が負担する修繕については、卒後臨床研修センターに申し出てその指示に従ってください。なお、卒後臨床研修センターに申し出をせず、入居者において行った場合、大学が負担する修繕であっても入居者の負担となることがありますので、必ず卒後臨床研修センターに申し出てください。

その範囲は次のとおりです。

入居者負担で修繕（原状回復）していただく範囲

（専用部分）下記項目から判断して大学が入居者負担とすることを適当と認めるもの。※ 各工事については、素人工事不可

項　目	修繕箇所
壁・天井	1．壁の損傷・汚損及び穴あきの破損等がある場合、壁の塗り替え及び壁クロス等の張替えを行う。 クロスは同質、色は従前と同色とする。（原則として一面単位とする） 2．天井の損傷については、居住者の責に帰すべき事由がない限り、修繕等の対象としない。 3．地震・台風等不可抗力による亀裂及び雨漏跡については、修繕等の対象としない。
床	1．床の損傷については、居住者の責に帰すべき事由がない限り、清掃を行うことをもって足りる。 ただし、以下の場合を除く。 ①　落書き、油等による汚れ ②　家具の移動、器物等による傷及び穴あき ③　じゅうたん等敷物の取り除き跡の床表面の剥がれ ④　床板等の部分的な破損 ⑤　居住者の不注意による漏水等のため腐食しているもの 2．床のきしみについては、居住者の責に帰すべき事由がない限り、修繕の対象としない。
建具	1．各種戸、扉等建具類が以下の理由により損傷等がある場合は、清掃又は塗装もしくは補修を行う。（靴箱、クローゼットの扉等を含む。） ①　落書き、油等による汚れ ②　器物等の衝突による傷及び穴あき ③　戸、扉、窓等各種部品及び取り付け具の故障、損傷又は滅失 ④　セロテープ等の剥がれ跡 なお、居住者の責に帰すべき事由がある場合において、補修等では損傷等の原状回復ができないときは、その部分の化粧合板を張替える。 2．引手、戸車、蝶番、ドアストッパーその他建具附属器具類の補修及び取替え。 3．硝子の入替及びパテの詰替え。 4．網戸の張替え。 5．サッシのレール及びドアクローザーの取替えについては、修繕の対象としない。
電気設備	1．ブザー及びチャイムの補修及び取替え。 2．各種スイッチ、プレート及びコンセントの補修及び取替え。 3．照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品補修及び取替え。 4．換気扇（ダクトのあるものは除く）、部品等の補修及び取替え。
給湯設備	1．給湯設備の補修及び取替え。
給水設備	1．水道蛇口の補修及び取替え。
排水設備	1．流し台のワントラップ、排水目皿等の補修及び取替え。 2．排水管、排水トラップ等の清掃。
衛生設備	1．洗面器、手洗器、洗濯機パン及びS・Pトラップの補修並びに栓、部品等の取替え。 2．便器の便座（ウォシュレット等故障に伴う便座取替含む）、便蓋及び蝶番の補修及び取替え。 3．フラッシュバルブ、ロータンクの部品等補修及び取替え。 （タンク内部の部品一式の取替えは除く。） 4．トイレ内部品（ペーパーホルダー・タオル掛け等）の取替え。

（専用部分）下記項目から判断して大学が入居者負担とすることを適当と認めるもの。※ 各工事については、素人工事不可

項　目	修繕箇所
浴槽等	1．浴槽の附属品の補修及び部品の取替え。 2．風呂釜及び給湯器(附属品を含む）の補修及び部品（リモコン含む）等の取替え。 （ただし、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換機その他基幹部品等の取替を除く。） 3．浴槽の蓋、その他浴室内の備品の補修及び部品等の取替え。 4．排水溝の詰まりによる汚・破損等。
備品等	1．エアコン、冷蔵庫、洗濯機の補修及び部品等の取替え。（経年劣化による補修を除く。） 2．エアコンのリモコン紛失、破損による取替え。 3．冷蔵庫の冷凍室における霜取り。 4．洗濯機の排水口、洗濯槽の洗浄（カビ取り）、洗濯によるゴミ取り。 5．電磁調理器具（ＩＨコンロ等）の汚・破損。 6．キッチンの流し・排水ポンプの水漏れ。 7．その他大学で設置している設備品の汚・破損・滅失。
その他	1．入居時に貸与した鍵（１本）の紛失及び破損。 （防犯上、１本のみ紛失した場合においてもシリンダーを取替えする） 2．台所設備（流し、棚板、水切棚、IHコンロ台等）の補修。 3．洗面台、化粧鏡の補修。 4．タオル掛、カーテンレール等の補修及び取替え。 5．入居者の責による汚破損。

（共用部分）

修繕箇所
1．共同給排水設備及び共同電気設備（外灯・階段入口灯及び階段灯）に準じる補修及び取替え。 2．集合郵便受等の補修。 3．上記項目から判断して大学が入居者の共同負担とすることを適当と認めるもの



4　管理料の負担



宿舎には、受水槽、浄化槽などの共同施設があります。

これらの施設については、入居者が共同で使用する電力料、水道（上・下水）料のほか、その機能及び効用を十分に発揮させるための維持管理経費が必要となります。

また、これらの経費は、大学で負担するものを除き、原則として入居者の皆さんに共同で負担していただきます。この経費を「管理料」といいます。

管理料については、宿舎費（賃貸料）と同様に毎月の給与から天引きとなります。

入居者の皆さんに「管理料として負担していただくもの」は次のとおりです。

管理料により負担していただくもの

項　目	内　　容
宿舎共通部分清掃費	1．週１回の日常清掃 2．年１回の定期清掃
宿舎共通部分光熱水費	1．廊下、階段、玄関の照明 2．談話室の照明、空調、流し給排水
宿舎部分施設維持管理経費	メーター検針料金含む
宿舎部分Wi-fi環境費用	1．ルーター、スイッチリース料 2．ネットワーク使用料　ほか

令和元年10月9日　役員会にて承認済

5　宿舎の改造・模様替等

入居者の都合により、宿舎の改造及び模様替えをすることは、できません。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

6　宿舎内での屋外広告物の掲示

大学が認めた行事、催し等を行う場合以外は屋外広告物、ポスター等の掲示は認めておりません。

また、政治活動、宗教活動、営利を目的とする広告物を掲示することは、宿舎の美観、風致を損なうばかりでなく宿舎の管理・保全の上からも支障をきたしますので、原則禁止しています。

7　動物の飼育禁止



　におい、鳴き声、抜毛等で他の入居者やご近所に迷惑をかけるおそれのある動物（例えば犬、ねこ等）の飼育は禁止しています。

　また、小動物（ハムスター、モルモット等）においても、病院敷地内でありますので、もちろん禁止です。

8　宿舎、設備品等転貸与の禁止

　徳島大学では、宿舎の全部又は一部をまた貸しすることを一切認めておりません。入居室に設置している設備備品についても同様です。

　もし、宿舎の全部又は一部をまた貸しした場合は、ただちに宿舎を明け渡していただくとともに、損害賠償金をいただくことになります。

9　入居者以外の宿舎立ち入りについて

　宿舎では、その性質上、入居者以外の滞在・宿泊等を原則禁止しています。

Ⅲ　防犯・防災

災害時の避難場所は、防災マップ等で確認しておきましょう。
※参考：徳島市総合防災マップ
（https://www.city.tokushima.tokushima.jp/anzen/shoubo_bousai/bousai_map/bousai_map/index.html）



防犯　警察･･･110番

宿舎では、空き巣などが発生した場合、外部から遮断されているため、発見が遅れがちです。各部屋に取り付けてある「モニター付きインターホン」は防犯のために設けてありますので、十分活用するよう心がけてください。

防災　火災･救急車･･･119番

地震、火災、台風などが発生したときの心構えは次のとおりです。

地震



鉄筋コンクリート造でも相当揺れます。上の階ほどその揺れは大きくなりますが、慌てて廊下や階段に飛び出すことはむしろ危険です。

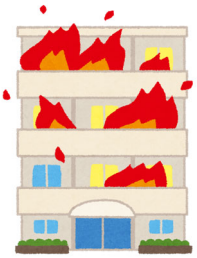
地震を感じたら、揺れの合間をみて棚からの落下物から身を守るようにしてください。

とにかく、落ち着いて行動することが大切です。冷静な行動ができるように日頃から十分な備えをしておきましょう。

火災

火災のほとんどは、天ぷら鍋等の引火や火の不始末等、ちょっとした不注意が原因で起きています。

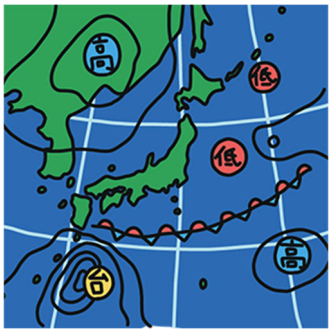
火災を未然に防止するためには、日頃からの予防措置が大切です。火気の取扱いには十分注意しましょう。



- 非常の場合に備えて、各階段ごとに消火器を設置してあります。大学病院で実施する消防訓練に積極的に参加し、消火器等の取扱いを習得しましょう。
- 建物内の他の住宅が火災になったときは、バルコニーにある可燃物を取り除き、窓や出入口の戸を締めて、火や煙が室内に入らないようにしてください。
- 火災が上階の場合は、消火作業による漏水がありますので、ビニールシートなどを用意して、家具類を守るよう心がけてください。

台風

- 風が強くなる前に、バルコニーの植木鉢、空き箱、物干し竿等、風で飛ばないよう固定してください。
- バルコニー床の排水口に、ゴミが溜まったまま放置しておくと水はけを悪くし、屋内や階下に漏水する原因となりますので、定期的に掃除してください。
- サッシの窓や出入口の戸締まりを確実にして、ビニールやタオルで隙間をふさいでください。（アルミサッシは、風速20m/s以上になると雨の吹込みを生じる恐れがあります。）
- 非常用に飲料水（ペットボトル等）、ビニール、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備をお願いします。



Ⅳ　宿舎の設備

1　玄関

ドアクローザー（ドアチェック）



ドアチェック（ドア・クローザー）は、自閉速度以上に無理に閉めるとスプリングをいため、故障の原因となります。

錠前

錠前内部は複雑な構造ですから無理な取扱いは禁物です。シリンダー錠に注油するとかえって故障の原因になります。

鍵を紛失した場合は、ただちに卒後臨床研修センターに届け出て、シリンダー錠を取替えてください。

なお、取替えに要する費用は入居者の負担となります。

2　居室



換気（かび）

コンクリート住宅は、木造住宅よりも機密性が高い建物ですので、かびが生えやすくなります。

できるだけ窓を開放し、クローゼットの扉等も開けて、室内の風通しをよくするよう心がけてください。

梅雨時期には、特にクローゼットの中、家具の裏側等にかびが生えやすいものです。家具と壁の間を少し開けておくなど風通しをよくするようにしてください。

かびが生えた場合には、その部分の風通しをよくして乾燥させ、ていねいに取り除いてください。

結露

「結露」とは、暖かい水蒸気（空気）が冷やされて水滴に戻る現象です。特に冬期の住宅の壁やサッシなどのガラス面に起こり、冷えきった北側の部屋に多く見られます。

結露が発生しますと、壁に水滴が付いてかびが生えたり、床が腐食したりします。結露を防止するためには、風通しをよくし、室内の湿度を少なくすることが必要です。

長時間暖房器具を使用する場合は、水蒸気を追い出すため、時々窓を開けて換気をよくするようにしましょう。

3　台所

ステンレス流し台は、汚れを放置しておくと錆びてきます。日頃から汚れは中性洗剤等で洗うよう心がけてください。
また、クレンザー等でステンレスを磨くと、表面に細かい傷がつき錆の原因になりますので、注意してください。
なお、流し台の戸棚、引出し等の清掃は常時行い、ゴキブリ等害虫の発生を防いでください。

換気扇

換気扇は、非常に汚れやすいので、こまめに掃除をしてください。油とほこりが回転翼に付着し外壁に流れ出し、宿舎を汚損することとなります。毎月１回程度掃除をしてください。

台所の排水

台所で使った水は、流しのトラップから建物の中の排水管を通り、下水管に流れ込む仕組みになっています。

このため、排水管が詰まると階下の台所の流しに排水が逆流するなど大きな事故の原因となり、他の入居者の方々に大きな迷惑をかけることになります。いつも気持ちよく使うためには次のことを心がけてください。

- 米粒、茶がら等のゴミが排水管に流れ込まないように注意してください。
- 流しに取り付けてある目皿は、引き上げると簡単に取り外しができますので、一日一度は必ず手入れをし、たまったゴミを取り除いてください。
- 天ぷら油等を排水口に流すと、排水管が詰まる原因となりますので、絶対に流さないでください。固形化してゴミとして出すことやティッシュペーパー等で拭きとるようにしてください。

排水トラップ使用上のお願い

●構造図

〈スタンダード各タイプ〉



●水が凍ってしまったら

冬季や寒冷地で、トラップ部の中にある水が凍ってしまう場合には、ゴミかごを取り外しておいてください。

棚板・水切棚・キャビネット

耐荷重は５Kgまでです。無作為に乗せると棚が崩れたり、変形し外れたりすることがありますのでご注意ください。

4　浴室

浴室は、湿度が高くかびが発生しやすいので、使用後は室内が乾燥するよう換気に十分気をつけてください。
浴室の排水口には、排水トラップが取り付けてあります。目皿には髪の毛がたまりやすいので、使用後は時々目皿を取り外し、トラップを上げて清掃してください。
また、髪の毛などの詰まりやすいものは、絶対に排水管に流さないようにしてください。

ガス給湯器

スイッチひとつで浴槽へのお湯はり、温度設定ができる給湯タイプです。（ただし、追い炊きはできません。）
使用前に説明書を必ず読んでからお使いください。



浴槽

- 浴槽の汚れは、硬いたわし等でこすらず、スポンジなどに洗剤をつけ軽く洗ってください。
- 栓は、水圧で押さえられ水が漏れることはありません。あまり強く押し入れますと故障の原因となる恐れがありますので、気をつけてください。
- 浴槽は硬いものを落としたりすると割れますので、ご注意ください。

5　トイレ

トイレの清掃

清掃に使ったバケツの水は、便器に流さないで浴室の排水口に捨ててください。

カビ、汚れ、悪臭などを防ぐため、普段から十分に換気してください。

トイレの修繕

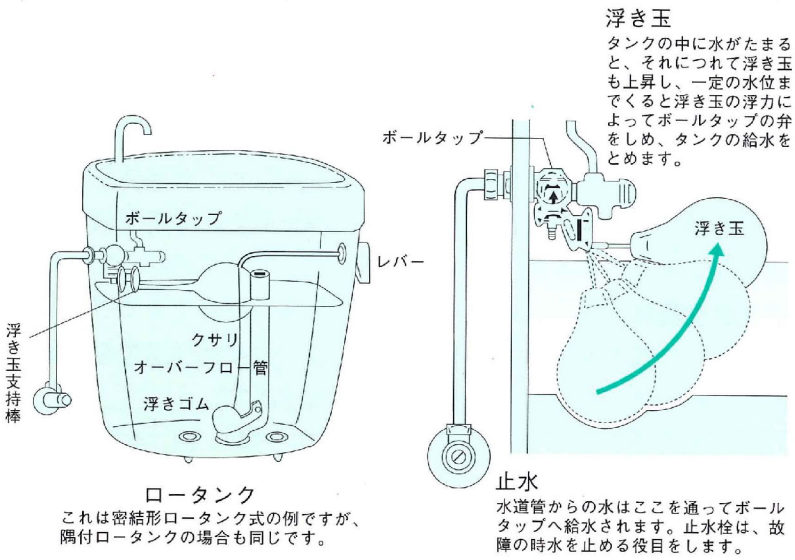
トイレは常時使用するので故障が起こりやすいものです。故障が起きた場合は、故障原因を確かめ、それに対応した措置をとってください。

ロータンク

常に少量の水が便器へ流出する場合、次のような故障の可能性があります。

- 便パッキンのめくれ、摩耗、ごみが詰まっている。
- レバーまたは鎖に何かが引っかかって弁が少し開いている。
  鎖の長さの調整は、浮きゴムがバルブを閉じたときピーンと張らず、鎖一輪ぐらいたるむよう余裕を持たせてレバーと接続してください。

（注）ロータンクは、大・小便いずれの場合でもハンドルは大の方に回して使用してください。



6　水道



断水

断水は停電や機械の故障、または水の使用量が急激に増えた場合に起こります。

断水した場合には、水道の蛇口は必ず閉めてください。もし、閉め忘れると、復旧したときに部屋が水浸しになることがあります。

また、蛇口にホースをつけて、風呂やバケツに水を入れているときに断水した場合には、必ず蛇口からホースを外してください。もし、忘れるとバケツなどの汚い水が水道に逆流することがあります。

水漏れ防止

蛇口からの漏水は早めに修理しましょう。ポタポタ落ちる水の音は不愉快であるばかりでなく、水も無駄になります。

また、水を出すとき「ブルル…」という音がする場合もパッキンがすり減っているときです。このような場合は、蛇口のパッキンを取り替えなければいけません。（パッキンの取替えは入居者負担となります。）

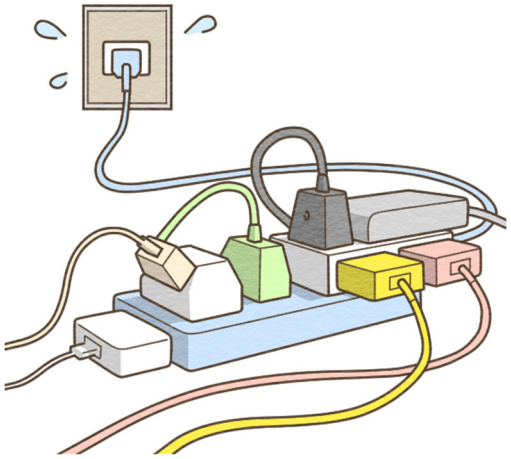
なお、長期不在の場合には、水道の元栓を閉めましょう。

7　電気

分電盤・停電

分電盤は、ミニキッチンの反対側にあり、各分岐回路毎にスイッチが付いています。このスイッチが「入」から「切」に落ちた時は、使用する器具の容量が大きすぎるか、内部の故障（絶縁不良等）が考えられます。

故障の場合は、直ちに卒後臨床研修センターへ報告してください。



事故防止

- たこ足配線は危険ですからやめましょう。
- 洗濯機にはアースを付けましょう。
- アイロン、ヒーター等のスイッチの消し忘れは火災の原因になります。

エアコンの取付け等

- 入居時には既に設置されております。
- エアフィルターは、２週間に1回を目安に掃除してください。掃除をするときは、運転を停止し電源コードを引っ張らず電源プラグをもって抜いてください。
- 室内機は水洗いしないでください。水が内部に侵入し、故障や感電の原因となります。

8　ガス

ガス給湯器・・・安全に使用するための心がけ

ガス給湯器は、屋外（バルコニー）に設置されており、風呂及び流し台に給湯できます。温度設定のリモコンがありますので、設定してください。

- 給湯器の周辺は排気等で高温になりますので、燃えやすいものや引火の恐れのあるものは絶対に置かないで下さい。本体も使用中・使用後は高温になっていますので手を触れないでください。
- 給湯器のリモコンは分解しないでください。
- 凍結防止のため、電源プラグは抜かないでください。



ガス事故の防止

- 万一、異常な燃焼、臭気、異常音に気が付いたときは運転をやめ、ガス、給水の元栓をしめてください。地震、火災の場合も同様です。
- 長期にわたって不在にするときは、ガス栓、給水元栓を閉め、機器の水抜きを行い、電源プラグをコンセントから抜きましょう。

（詳しくは『取扱説明書』をよくお読みください）

Ⅴ　共用施設

ゴミ置場は、いつも清潔に



台所のゴミや廃棄物は、市の定めた処理方法に従って、大学が決めた時間に宿舎棟北側にある集積場へ搬出してください。

一人でも決まりを守らない人がいますと、清潔な環境を損なうばかりでなく、トラブルの原因ともなります。

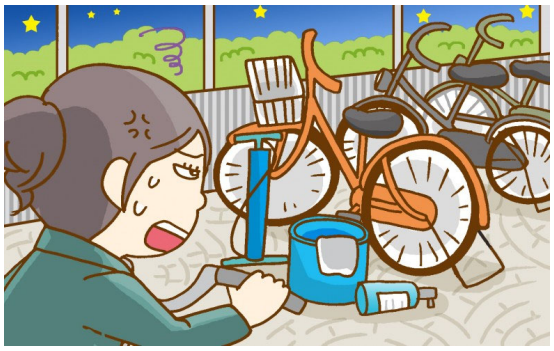
また、ゴミの処理方法は地域によって取扱いが異なりますので、入居の際に十分確認してください。

- ゴミ置場は火気厳禁です。
- ゴミ収集の時間は必ず守ってください。

  平日（土･日･祝日を除く）6:00～17:00
- 家電リサイクル製品や大型ゴミは、所定の手続きをとり、各自で処分してください。

階段･廊下

- 階段･廊下は、入居者が共通して利用しているので清潔に保つよう心がけてください。
- 自転車等を階段下や踊り場に置くと、他の入居者の妨げになるばかりでなく、緊急時には大変危険ですので、自転車置場に整頓して置いてください。



自転車置場

自転車は自転車置場に整頓し、一人でも多くの人が利用できるようにしてください。

入居者が共同で利用する場所なので駐輪の妨げになるようなことがないよう気をつけてください。

屋上

宿舎では、構造上の理由もあり屋上へ自由に上がることを禁止しています。

メータボックス･その他

- メータボックスには物を入れないでください。このボックス内には電気、ガス及び水道の計器類があり、事故の原因にもなりかねません。
- 施設の損傷または災害により異常事態が発生したときは、直ちに卒後臨床研修センターに通報してください。
- 階段、廊下等、共用の場所に私物を置いてはいけません。

Ⅵ　宿舎の管理と諸手続

1　宿舎の管理

徳島大学宿舎棟の維持管理



　徳島大学宿舎棟の維持管理にあたっているのは、徳島大学病院経理調達課経理・管理係です。
　建物及び設備がその機能を十分発揮するよう現況を把握して整備し、宿舎の効用にそって適正に使用されるよう維持管理を行っております。

2　宿舎の申請・届出手続き一覧表

提出先：卒後臨床研修センター

種　　類	申請・届出の提出期限
宿舎貸与申請書	入居希望日の1ケ月以上前に提出
宿舎入居届	入居後速やかに提出
宿舎の損傷又は汚損の確認・申出書	入居後速やかに（10日以内）提出
宿舎修繕申立書	徳島大学負担分について発生の都度提出
宿舎明渡猶予申請書	明渡し事由発生の日から２０日以内に提出 （20日より以前に事前相談ください）
宿舎不在届	宿舎を３箇月以上留守にするとき、事前に提出
宿舎明渡届	明渡し予定日の２０日前までに提出
宿舎入居期限延期申請書	やむを得ない理由がある場合において、入居期限を越えて入居するとき、あらかじめ提出（事前相談ください）
宿舎損害賠償金軽減申請書	転籍出向者は、宿舎の損害賠償金の額について、軽減を受けようとするとき、あらかじめ提出

（注）１．申請・届出の宛名は、国立大学法人徳島大学長です。
　　２．各様式は、卒後臨床研修センターにあります。

３　退去時の手続き

宿舎の明渡し



宿舎の貸与を受けている者が、次に該当することとなった場合には、原則として、その該当することとなった日から２０日以内に宿舎を明け渡していただきます。

- 職員でなくなったとき。（死亡を含む）
- 配置換、勤務地の移転等により居住する必要がなくなったとき。
- 本法人の業務遂行上必要となったとき。
- 宿舎の廃止をする必要が生じたとき。

宿舎明渡届の提出

- 退去が決まったら退去日の２０日前までに、卒後臨床研修センターに提出してください。
- 退去点検日を決めますので、ご都合のよい日時を書類提出時に卒後臨床研修センターへお知らせください。

退去に際しての注意

- 室内をきれいに清掃し、不用物はすべて処分し、室内には何も残さないでください。
- 電気、ガス及び上下水道の精算は必ず済ませてください。（ガスは個人契約ですので必ず行って下さい）
- 大学が設置している附属品以外は各自で取り外してください。
- 使用していたバイクや自転車等は、自転車置場に放置することなく処理してください。
- 退去の際には、必ず徳島市役所で転出の手続きを取り、郵便局には住所の変更を通知してください。
- 最後に退室されるときは、必ず電気のブレーカーを切り、メータボックス内の水道及びガスの元栓を閉め、火の元及び戸締まりの確認をし、玄関の鍵は必ず施錠してください。
- 鍵及び入居のしおりは、必ず卒後臨床研修センターに返却してください。

４　退去時の原状回復

退去される場合は、入居者の責任により生じた損傷・汚損箇所について、原状回復を行っていただくとともに、天災・時の経過その他入居者の責任によらない軽微な損傷・汚損箇所についても修繕を行っていただきます。

- 退去が決まったら直ちに卒後臨床研修センターに連絡し、卒後臨床研修センター、経理・管理係の立ち会いのもと退去点検を行い修繕の指示を受けてください。
- 経理・管理係は、「宿舎退去点検実施票」により、損傷、汚損箇所を点検し修繕範囲を指示します。
- タンスや絨毯に隠れて外見では損傷が分かりにくい場合は、大学の指示が漏れることがあります。指示がない箇所についても、損傷、汚損箇所は自主的に修繕してください。
- 修繕については、退去者が直接施工業者に連絡し、費用も直接お支払いください。施工業者の紹介を必要とする場合は、経理・管理係へお問い合わせください。
- 修繕は退去日までに完了し、卒後臨床研修センター、経理・管理係の確認を受けてください。
- 次に入居された方から、未修繕箇所の申し出があった場合には、退去後であっても修繕していただくことになります。

（注）退去時の原状回復に伴う清掃は、大学が契約している清掃業者へ委託可能です。また個人にて委託業者へ申込みを行い、清掃することも可能です。ただし、現状回復にかかる清掃経費は個人負担になりますのでご留意ください。

Ⅶ　緊急時等連絡先一覧

1　修繕・緊急時の困ったとき（全般）

維持管理センター（太平ビルサービス） 【365日　24時間対応】	０８８-６３３-９３９９

【特にガス（都市ガス）の場合、ガスくさい・警報器の鳴動・ガスがでない等の緊急通報】

四国ガス　徳島支店 【365日　24時間対応】	０８８-６５４-６３２８

2　その他問合せ

（ただし、対応については平日8:30-17:15、土・日・祝日は不在です）

卒後臨床研修センター （病院 東病棟　２階）	０８８-６３３-９３５９
病院　経理調達課 経理・管理係 （病院 西外来診療棟　１階）	０８８-６３３-７０１６



770-8503　徳島市蔵本町2丁目50番地の1
徳島大学病院

令和4年2月改訂